

定 款 細 則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 本細則は、定款第 41 条の規定に基づき、社会福祉法人 岡山千鳥福社会（以下、「法人」という。）の定款の施行に関する事項を定めるものである。

第 2 章 評議員会

(役員等の出席)

第 2 条 理事及び監事は、評議員会に出席するものとし、欠席する場合にはあらかじめ招集者に対してその旨を通知しなければならない。

2 法人の職員及び業務を委託している弁護士等は、理事及び監事を補助するため、議長の許可を受けて評議員会に出席することができる。

3 評議員会は、必要に応じ、前 2 項に定める者以外の者の出席を求め、その意見又は説明等を聴取することができる。

(理事等の報告・説明)

第 3 条 議長は、出席している理事又は監事に対して議題に関する事項の報告又は議案の説明を求めるものとする。

2 前項の場合において当該理事は、議長の許可を得た上で、第 2 条第 2 項に定める者に説明させることができる。

3 法令に基づき評議員より提出された議案については、議長は、議案を提出した評議員にその説明を求め、理事又は監事に当該説明に対する意見を求めるものとする。

4 理事及び監事は、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、法令に定める正当な理由がある場合を除き、当該事項について必要な説明をしなければならない。

5 前項の法令に定める正当な理由とは次の各号に該当する場合とする。

(1) 評議員が説明を求めた事項について説明をするために調査をすることが必要である場合で、以下に該当する場合を除く。

ア 当該評議員が評議員会の日より相当の期間前に当該事項を社会福祉法人に対して通知した場合

イ 当該事項について説明するために必要な調査が著しく容易である場合

(2) 評議員が説明を求めた事項について説明することにより社会福祉法人その他の者

- (当該評議員を除く。)の権利を侵害することとなる場合
- (3) 評議員が当該評議員会において実質的に同 1 の事項について繰り返して説明を求める場合
 - (4) 第 1 号から第 3 号に掲げる場合のほか、評議員が説明を求めた事項について説明をしないことにつき正当な理由がある場合

第 3 章 役員及び職員

(理事長専決事項)

第 4 条 定款第 24 条に規定する日常の業務として理事会が定める理事長専決事項は、次に定めるとおりとする。

- (1) 職員の任免（第 6 条に定める職員を除く）
- (2) 職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること
- (3) 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの
ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
- (4) 設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの
- (5) 建設工事請負や物品納入等の契約のうち次のような軽微なもの
 - ア 日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入
 - イ 施設設備の保守管理、物品の修理等
 - ウ 緊急を要する物品の購入等
- (6) 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分
ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
- (7) 損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却又は廃棄
ただし、法人運営に重大な影響がある固定資産を除く。
- (8) 予算上の予備費の支出
- (9) 入所者・利用者の日常の処遇に関すること
- (10) 入所者の預り金の日常の管理に関すること
- (11) 寄付金の受入れに関する決定
ただし、寄付金の募集に関する事項及び法人運営に重大な影響があるものを除く。

(監事)

第 5 条 監事は、理事会並びに評議員会に出席するものとし、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(施設長等)

第6条 定款第22条第2項に定める施設長等の範囲は次に定める者とする。

- (1) 施設長
- (2) 法人本部 管理部長

第4章 理事会

(出席者)

第7条 理事会は、理事及び監事が出席して開催することとし、必要に応じてそれ以外の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

- 2 理事及び監事は、理事会を欠席する場合には、あらかじめ招集者に対してその旨を通知しなければならない。

(議長)

第8条 理事会の議長は、出席した理事の中からその都度互選により選任する。

(招集)

第9条 理事会の招集には、理事会の日の1週間前までに理事及び監事の全員に通知を発しなければならない。

- 2 前項にかかわらず、理事及び監事の全員の同意を得て招集の手続きを省略して理事会を開催することができる。

(決議)

第10条 理事会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

- 2 理事会における決議の方法は、挙手その他の方法により行うものとする。ただし、議長が理事全員に異議ないと認める場合には、その旨を確認した上で決議があったものとする。
- 3 議長は、次項に掲げる決議を除き、その議決権を可否同数の場合にのみ行使することができる。
- 4 次の決議は、議決に加わることができる理事総数（現在数）の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 基本財産の処分
- (2) 事業計画及び収支予算
- (3) 新たな義務の負担又は権利の放棄
- (4) 公益事業・収益事業に関する重要な事項

(5) 保有する株式に係る議決権の行使

- 5 第1項及び第4項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。
- 6 理事、監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しないものとする。ただし、業務の執行に関する理事長の報告は省略できない。

第5章 役員等の報酬等

(報酬の支給)

第11条 定款第8条及び第21条に定めるとおり、評議員、理事及び監事に対して次のとおり報酬を支給する。

- 2 理事に対して、各年度の総額が660万円を越えない範囲で、第12条に定める報酬等の算定の基準に従って算定した額を、報酬として支給する事ができる。
- 3 監事に対して、各年度の総額が20万円を越えない範囲で、第12条に定める報酬等の算定の基準に従って算定した額を、報酬として支給する事ができる。

(報酬の額の算定方法)

第12条 常勤の理事に対する報酬の額は、次に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、評議員会において決定する。

(1) 報酬 別表第1号に定める額

- 2 前項の定めに関わらず、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている常勤の理事に対しては、報酬は支給しない。
- 3 評議員会、理事会等へ出席する評議員、理事及び監事に対する報酬の額は、次に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、評議員会において決定する。

(1) 報酬 別表第2号に定める額

(報酬の支給方法)

第13条 常勤の理事に対する報酬の支給の時期は、次に定める時期とする。

(1) 報酬 毎月10日（ただし、その日が休日に該当する場合はその直前の平日）

- 2 報酬は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座へ振り込むことができる。
- 3 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(費用)

第 14 条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

(改廃)

第 15 条 本細則の制定、改廃は評議員会の決議をもって行う。

附則

1. この細則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
2. この細則は、令和元年 6 月 10 日から施行する。

別表第 1 (常勤の理事の報酬)

役職名	報酬の額
理事長	月額 500,000 円

別表第 2 (評議員会、理事会等へ出席する評議員、理事及び監事に対する報酬の額)

役職名	報酬の額
評議員	1 回 8,909 円
理事	1 回 8,909 円
監事	1 回 8,909 円